

潮来市教育委員会後援に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この告示は、個人又は団体から潮来市教育委員会（以下「委員会」という。）に対し、その主催する事業の後援を求められた場合の事務処理に関し必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 委員会が後援をすることができる事業は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 営利又は商業宣伝を主たる目的としないもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としないもの
- (3) 主催者の身元（団体の場合は設置目的、組織の構成員等）が明確であり、かつ、事業遂行能力が十分であると判断できるもの
- (4) 事業の開催又は開催の場所が公衆衛生及び災害防止について十分な対策が講じられているもの
- (5) 入場料、出品料、参加料等が社会通念上相当であると認められる額であること。
- (6) その他、教育長が後援をすることが適当であると認めるもの

(後援の実施)

第3条 委員会の後援は、当該事業について後援する団体の名義使用のみとし、原則として物的及び財政的援助は一切行わないものとする。

(申請)

第4条 委員会の後援を受けようとする個人又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、潮来市教育委員会後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ教育長へ申請するものとする。

- (1) 申請者の身元又は組織の概要を明らかにする書類
- (2) 事業の内容を明らかにする書類
- (3) その他、事業に関する資料で教育長が必要と認めるもの

(審査及び決定)

第5条 教育長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、後援をすることが適当と認めたものについては潮来市教育委員会後援承諾通知書（様式第2号）を交付し、不適当と認めたものについては潮来市教育委員会後援申請不承諾通知書（様式第3号）を当該申請者へ交付するものとする。

2 教育長は、前項の規定による後援の承諾に際し、必要な条件を付することができる。

(後援の取消し)

第6条 教育長は、前条の規定により後援の承諾を受けた者（以下「後援事業実施者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、後援の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号に掲げる要件に適合しないと認めるとき。
- (2) 前条第2項による教育長が付す必要な条件に違反したとき。
- (3) その他、委員会が後援を行うことがふさわしくないと認められることが生じたとき。

2 前項の規定による取消しは、潮来市教育委員会後援取消通知書（様式第4号）を後援事業実施者に交付して行うものとする。

3 第1項の規定による取消しの結果、後援事業実施者が被った損害に対しては、委員会は一切の責任を負わない。

（事業報告）

第7条 後援事業実施者は、事業が終了したときは、速やかに潮来市教育委員会後援事業実施報告書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

（免責）

第8条 委員会が後援する事業によって生ずる損害については、委員会は一切の責任を負わない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。